

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10400/bangouhou/201703300001.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10400/bangouhou/201703300001.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十八年山口県条例第一号) 別表知事の項第三号 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	山口県高校生等奨学給付金事業給付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 この給付金は、高校生等のいる低所得世帯に対して、授業料以外に教育に必要な経費を支援することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口県高校生等奨学給付金事業給付要綱